

川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会運営規程

(川市消行第 282号 平成 7 年 9 月 26 日決裁)

(目的)

第 1 条 この規程は、川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会設置要綱（以下「要綱」という。）第 2 条第 1 号に定める苦情処理部会（以下「部会」という。）が所掌するあっせん、調停等を迅速かつ円滑に行うため、具体的な手続き、運営等、必要な事項を定めるものとする。

(委員任期の読み替え)

第 2 条 要綱第 3 条第 3 項に定める委員の任期は、同項中、調査審議が終了した日を消費者行政推進委員の任期満了日に相当する日と読み替えるものとする。

(付託書の受理)

第 3 条 市長から川崎市消費者行政推進委員会（以下「委員会」という。）に提出された付託書は、部会に提出されたものと見なし受理するものとする。

(同意の手続き等)

第 4 条 部会は、付託事案の処理を開始する前に被申請人から当該事案のあっせん又は調停を行う手続きに参加する旨の同意を取り付けるものとする。

2 部会は、前項に規定する同意が得られない場合は、処理不調として当該事案のあっせん又は調停を行う手続きを打ち切るものとする。

(担当委員の指名等)

第 5 条 部会長は、付託事案を処理するため、事案ごとに要綱第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者のうちから主任担当委員を指名するものとする。

2 部会長は、主任担当委員と協議し、部会委員のうちから 2 名以上の担当委員を指名するものとする。

3 部会は、申請人及び被申請人（以下「当事者」という。）に対し、主任担当委員及び担当委員を通知するものとする。

4 部会長は、主任担当委員又は担当委員から事案の利害関係人である等の理由により回避の申立てがなされた場合には、当該担当委員を差し替えるものとする。

5 部会長は、第 3 項の通知後若しくはあっせん又は調停の手続き中に、当事者から主任担当委員又は担当委員が利害関係人である等の理由により忌避の申立てがなされた場合には、必要な調査を行い、申立てに相当の理由があると認めるときは、当該担当委員を差し替えることができる。

(小部会)

第 6 条 前条に規定する主任担当委員及び担当委員をもって小部会を組織し、小部会は事案のあっせん又は調停を行うものとする。

- 2 小部会に小部会長を置き、主任担当委員をもって充てる。
- 3 小部会長は、会務を総理し、小部会を代表する。
- 4 小部会長に事故あるとき又は小部会長が欠けたときは、あらかじめ小部会長が指名する委員がその職務を行う。

(あっせん又は調停の開始)

第7条 小部会は、事案のあっせん又は調停を開始しようとするときは、当事者にその旨を通知するものとする。

(説明書類等の提出)

第8条 小部会は、市長又は当事者に対し、事案のあっせん又は調停に必要な説明書類又は証拠書類の提出を求めることができる。

(代理人の出席)

第9条 当事者は、事案のあっせん又は調停に代理人を出席させることができる。

- 2 当事者の代理人は、代理権を証する書面をあっせん又は調停の開始の時までに小部会長に提出するものとする。

(参考人等の出席)

第10条 小部会は、当事者の申請があるとき又は小部会が必要と認め、かつ、当事者間の合意が得られたときは、参考人、その他関係者から意見を聞くことができる。ただし、小部会は、あっせん又は調停を行う上で特に必要と認めるときは、当事者間の合意を得ずに参考人、その他関係者から意見を聞くことができる。

(現場調査等)

第11条 小部会は、当事者から現場調査の申請があったとき又は小部会が必要と認めるときは、当事者間の合意及び調査先の同意の下に現場調査を行うことができる。

- 2 小部会は、当事者から鑑定申請があったとき又は小部会が必要と認めるときは、当事者間の合意の下に関係機関に鑑定を依頼することができる。ただし、鑑定申請人が当事者間の合意を得られないにも関わらず、なお鑑定を求めたときは、費用負担等について十分説明した上で関係機関に鑑定を依頼することができる。

(費用負担等)

第12条 第10条に規定する参考人等の出席に要する費用の負担については、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 当事者の申請によるときは、当該申請人が負担するものとする。
- (2) 小部会が必要と認め、かつ、当事者間の合意が得られているときは、当事者間の合意に基づく割合において当事者双方が負担するものとする。
- (3) 第10条ただし書きの規定によるときは、市が負担するものとする。
- (4) 第1号を除き参考人等の出席に要する費用については、別に定める基準に基づき

算定する額とする。

- 2 前条に規定する現場調査及び鑑定に要する費用の負担については、次の各号に掲げる区分によるものとする。
 - (1) 当事者間の合意が得られているときは、当事者間の合意に基づく割合において当事者双方が負担するものとする。
 - (2) 前条第2項ただし書きの規定によるときは、当該申請人が負担するものとする。

(あっせん又は調停の打ち切り等)

第13条 小部会は、あっせん又は調停に付された事案を打ち切る場合には、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) あっせん又は調停を打ち切ることができるもの。
 - ア 当事者間にあっせんが成立する見込みがないとき又は当事者が調停案を受諾する見込みがないとき。
 - イ 小部会が指定した期限までに、当事者から調停案を受諾しない旨の申出があったとき又は受諾する旨の申出がなかったとき。
 - ウ その他あっせん又は調停を行ううえにおいて困難な事情が生じたとき。
- (2) あっせん又は調停を打ち切るもの。
 - ア 訴えの提起又は民事調停法に基づく調停の申立てがなされたとき。
 - イ 申請人から事案の取り下げの申出があったとき。
- 2 小部会は、前項の規定によりあっせん又は調停を打ち切ったときには、その経過及び結果を部会に報告するものとする。

(あっせん又は調停の終了等)

第14条 小部会は、当事者間にあっせんが成立し、又は当事者が調停案を受諾したときは、事案のあっせん又は調停を終了するものとする。

- 2 小部会は、前項の規定により事案のあっせん又は調停を終了したときには、その経過及び結果を部会に報告するものとする。

(あっせん又は調停の終了等の通知)

第15条 部会は、第13条第2項及び前条第2項の規定による報告を受けたときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(市長への報告)

第16条 部会は、第4条第2項の規定によりあっせん又は調停の手続きを打ち切ったとき若しくは第13条第2項及び第14条第2項の規定により報告を受けたときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(記録)

第17条 小部会は、事案のあっせん又は調停の経過及び結果を記録し、小部会委員が署名するものとする。

(非公開等)

第18条 部会及び小部会は、非公開で行うものとする。ただし、当事者が同意し部会長又は小部会長が許可した場合は、傍聴を認めることができる。

(雑則)

第19条 部会は、付託事案を処理するため必要な範囲において委員会名及び委員会印を使用することができる。

2 部会長は、事案のあっせん又は調停が終了したときは、その終了した日以後に初めて開催される委員会に経過及び結果を報告するものとする。

3 部会長が必要と認めるときは、第7条の規定による事案のあっせん又は調停を開始する前に委員会の意見を聞くことができる。

附 則

この規程は、平成7年9月26日から施行する。

附 則 (川市消行第811号平成9年3月7日決裁。任期の部分の一部改正。)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (川市消行第563号平成11年3月31日決裁。任期の部分の一部改正。)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (川市消行第488号平成17年9月30日決裁)

この規程は、平成17年9月30日から施行する。